令和5年度　伊佐市社会福祉法人指導監査実施計画

(1)基本的な考え方

「社会福祉法人指導監査」は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人(以下「法人」という。)が、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適切な法人運営及びサービスの提供体制の確保を図る目的で行う。

また、指導監査に当たっては、法人たる要件に重大な疑義のある場合は厳正な指導をするとともに、法人の自主性を尊重しながら指導・育成の面に重点をおいて実施する。

令和5年度における指導監査は、社会福祉法人の指導監査についての通知、国の基本的な考え方等に大きな変更点がないことから、これまで通り、社会福祉法、関係法令・通知、(参考)「伊佐市社会福祉法人指導監査実施要領」(P10～)及び指導監査の確認事項や基準を明確にした「指導監査ガイドライン(国)」に基づいて、福祉課と関係課が連携を図りながら、法人が自ら適正な運営を行うよう法人に対して周知を図ることとする。

(2)指導監査の実施について

指導監査を実施するに当たっての班編成や実施通知等の諸手続については、「伊佐市社会福祉法人指導監査実施要領」によることとする。

具体的な指導監査の内容(主眼事項、着眼点及び文書指摘を行うこととする基準(指摘基準)等)については、指導監査ガイドラインによるものとする。

また、令和5年度も昨年度に引き続き一般社団法人外部監査ネットワークと指導監査コンサルティング業務の委託契約を締結し、法人会計の指導監査実施全般を委託する。

(3) 指導監査における監査方針(重点事項)

令和5年度も引き続き、これまでの指導監査の結果を踏まえ前回の指導監査における指摘事項を重点事項とし、前回指導監査後、改善が図られているかを確認し行うこととする。

指導方針の策定については「社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうか」を確認することを主眼とし、法人運営では、①定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が整備され、適切に運用されているか、②理事会及び評議員会の要議決事項について十分審議され、適正に議決が行われているか、③理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われているかを中心に指導監査ガイドラインの監査事項を重点事項とする。

また、会計処理についても、法人運営と同様、「計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、①内部牽制体制を確立した上で、経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理・決算事務が行われ、会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか、②定時評議員

会の承認を含む法令に定める手続きを経て作成されているか、③物品の購入、工事の契約等については、経理規程に基づき適正に行われているか、④社会福祉法人運営の透明性の確保及び公益的取組の促進、を中心に指導監査ガイドラインの監査事項を重点事項とする。

(4)指導監査の実施方法

指導監査は、指導監査前に提出を求めた(指導監査ガイドラインで確認書類とされている)定款、役員名簿、会計帳簿、その他関係書類等について、事前に確認した上で、指導監査当日、社会福祉法人の事務所等において、関係者からの聞き取り等を行う。

また、指導に際しては、改善を要する事項の指導にとどまらず、具体的な根拠を示して行い、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する認識を共有し、真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

(5)指導監査の実施時期等

指導監査の実施期間は、おおむね令和5年7月から令和5年11月までとする。指導監査実施日は、実施予定日の1か月前までに当該法人と調整のうえ定める。

(6)令和5年度指導監査実施計画数

平成29年度から3年に1回の計画を策定しており、この計画に基づき各年度において実施計画を策定する。

実施年度	実施予定数	法　人　名
平成29年度	5法人	山野福祉会 ・ 明生福祉会 ・ 正念寺福祉会 ひまわり福祉会 ・ 慈和会
平成30年度	6法人	菱刈本城福祉会 ・ 菱刈中央福祉会 ・ 宗希福祉会 林の森 ・ 啓明福祉会 ・ 伊佐市社会福祉協議会
令和元年度	5法人	天照福祉会 ・ 菱刈福祉会 ・ 羽月福祉会 大一会 ・ 隼仁会
令和2年度	0法人	新型コロナウイルスの感染影響により未実施
令和3年度	5法人	山野福祉会 ・ 明生福祉会 ・ 正念寺福祉会 ひまわり福祉会 ・ 慈和会
令和4年度	6法人	菱刈本城福祉会 ・ 菱刈中央福祉会 ・ 宗希福祉会 林の森 ・ 啓明福祉会 ・ 伊佐市社会福祉協議会
令和5年度	5法人	天照福祉会 ・ 菱刈福祉会 ・ 羽月福祉会 大一会 ・ 隼仁会

（7） 令和5年度 社会福祉法人一般指導監査計画スケジュール予定表

番号	法人名	実施予定日	備考
1	菱刈福祉会	令和５年7月 27 日(木)	
2	羽月福祉会	令和５年8月 24 日(木)	
3	天照福祉会	令和５年9月 21 日(木)	
4	大一会	令和５年 10 月 19 日(木)	
5	隼仁会	令和５年 11 月 30 日(木)	

※ 一般指導監査の実施通知を実施日の 30 日前までに通知する。